



様式第3号 (第4条関係)

令和8年3月/3 日

養父市議会議長 様

議員氏名 前田 稔

政務活動費収支報告書

令和7年4月10日付 養経総第20号による政務活動交付決定通知を受け、政務活動を行ったので、養父市議会政務活動費の交付に関する条例第10条の規定により、次のとおり政務活動費収支報告書を提出します。

- 1 今回交付額 91,292 / 円
- 2 交付決定額 120,000 円
- 3 既交付額 (受領額) 8,030 / 円
- 4 政務活動費の額 99,322 / 円
- 5 政務活動費の対象となる経費の内訳

(単位:円)

項目	金額	政務活動費を充てた主な活動
調査研究費		
研修費	69,450 /	議員セミナー (東京都新宿区 1/12~1/14) 旅行代金70,480円の内 (航空費30,900円, 宿泊代38,000円) 振込手数料550円 /
広報費	21,842 /	11月4日4,720円 11月5日16,000円 / 11月11日400円, 11月14日11,120円, 1月9日11,445円 / 合計43,685円 (21,842.5円)
広聴費		
要請陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
合計	91,292 /	

6 政務活動の実施期間 (該当期間に○)

<input type="checkbox"/>	上期 (4月から10月まで)	<input checked="" type="checkbox"/>	下期 (11月から3月まで)
--------------------------	----------------	-------------------------------------	----------------

(注) 領収書等の証拠書類の写しを添付すること。





領 収 証

前田 稔 様

金 額	¥70,480
-----	---------

但し 旅行代金として
上記金額正に領収致しました。

現金	✓	70,480
小切手		
振込		
クレジット		
その他		



〒667-0115 兵庫県養父市上箇182番地
TEL 079-664-2552



金額を訂正したもの、社印及び係員印無きものは無効です 登録番号 T2140001056463

NO. 2512022

請 求 書



令和7年12月2日

前田 稔 様

毎度格別なお引立てを頂き有難うございます。
下記の通りご請求申し上げますのでよろしくお願い致します。

税率10%対象	¥73,346
税率 8%対象	
対象外	¥-10,200

税別金額 消費税額

ご請求金額 ¥70,480 円

日付	種 別 ・ 摘 要	税率	金 額
1 12	航空券 但馬⇄羽田 往復 41,100 × 1	10%	41,100
1 12	但馬空港助成金 外 -10,200 × 1	対象外	-10,200
1 12	宿泊代 西鉄イン新宿 シングル禁煙 2泊朝食付き 39,580 × 1	10%	39,580
	ご朝食はお食事処：和食buffet ×		
	[飛行機詳細] ×		
1 12	但馬10:10発⇒伊丹10:45着 JAL2324 ×		
	伊丹11:30発⇒羽田12:40着 JAL114 ×		
1 14	羽田14:45発⇒伊丹15:55着 JAL125 ×		
	伊丹16:55発⇒但馬17:30着 JAL2325 ×		
	×		
	×		
	×		
	×		
	×		
	×		
合 計 金 額			¥70,480

※記載のあるものは、軽減税率適用分です。

代金お支払いに付きましては 月 日 までお願い致します。

領 収 証

前 田 稔

様

No. _____

★

¥ 4,720 -

但 正一代 白黒 896枚×5円 = 4,480円 白黒 8枚×30円 = 240円 = 4,720円
7年 11月 4日 上記正に領収いたしました 登録番号 _____

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

〒667-0012

兵庫県養父市八鹿町伊佐431番地

伊佐校区自治協議会

会長 木村 寛治

TEL・FAX (079) 662-9288



収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

領 収 証

前 田 稔

様

No. _____

★

¥ 16,000 -

但 正一代 白黒 3200枚×5円/枚 = 16,000円

R 7年 11月 5日 上記正に領収いたしました 登録番号 _____

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

〒667-0012

兵庫県養父市八鹿町伊佐431番地

伊佐校区自治協議会

会長 木村 寛治

TEL・FAX (079) 662-9288



収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

領 収 証

前 田 稔

様

No. _____

★

¥ 400 -

但 正一代 白黒 80枚×5円 = 400円

7年 11月 11日 上記正に領収いたしました 登録番号 _____

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

〒667-0012

兵庫県養父市八鹿町伊佐431番地

伊佐校区自治協議会

会長 木村 寛治

TEL・FAX (079) 662-9288



収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

裏面に続く

領 収 証

前田 税

様 No. _____

★ ￥ 11,120 -

但 工本一代 白黒 22.00枚×5円 = 11,000円 カラ- 4枚×30円 = 120円

7年 11月 14日 上記正に領収いたしました 登録番号 _____

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

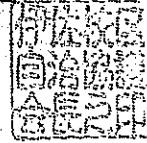
〒667-0012

兵庫県養父市八鹿町伊佐431番地

伊佐校区自治協議会

会長 木村 寛治

TEL・FAX (079) 662-9288



収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

領 収 証

前田 税

様 No. _____

★ ￥ 11,445 -

但 コピー代 白黒 2,289枚×5円

8年 1月 9日 上記正に領収いたしました 登録番号 _____

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

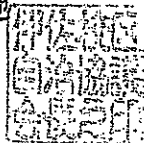
〒667-0012

兵庫県養父市八鹿町伊佐431番地

伊佐校区自治協議会

会長 木村 寛治

TEL・FAX (079) 662-9288



収 入
印 紙

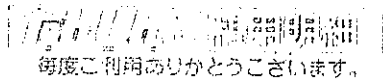
コクヨ ウケ-1097

政務活動費

収支報告書添付

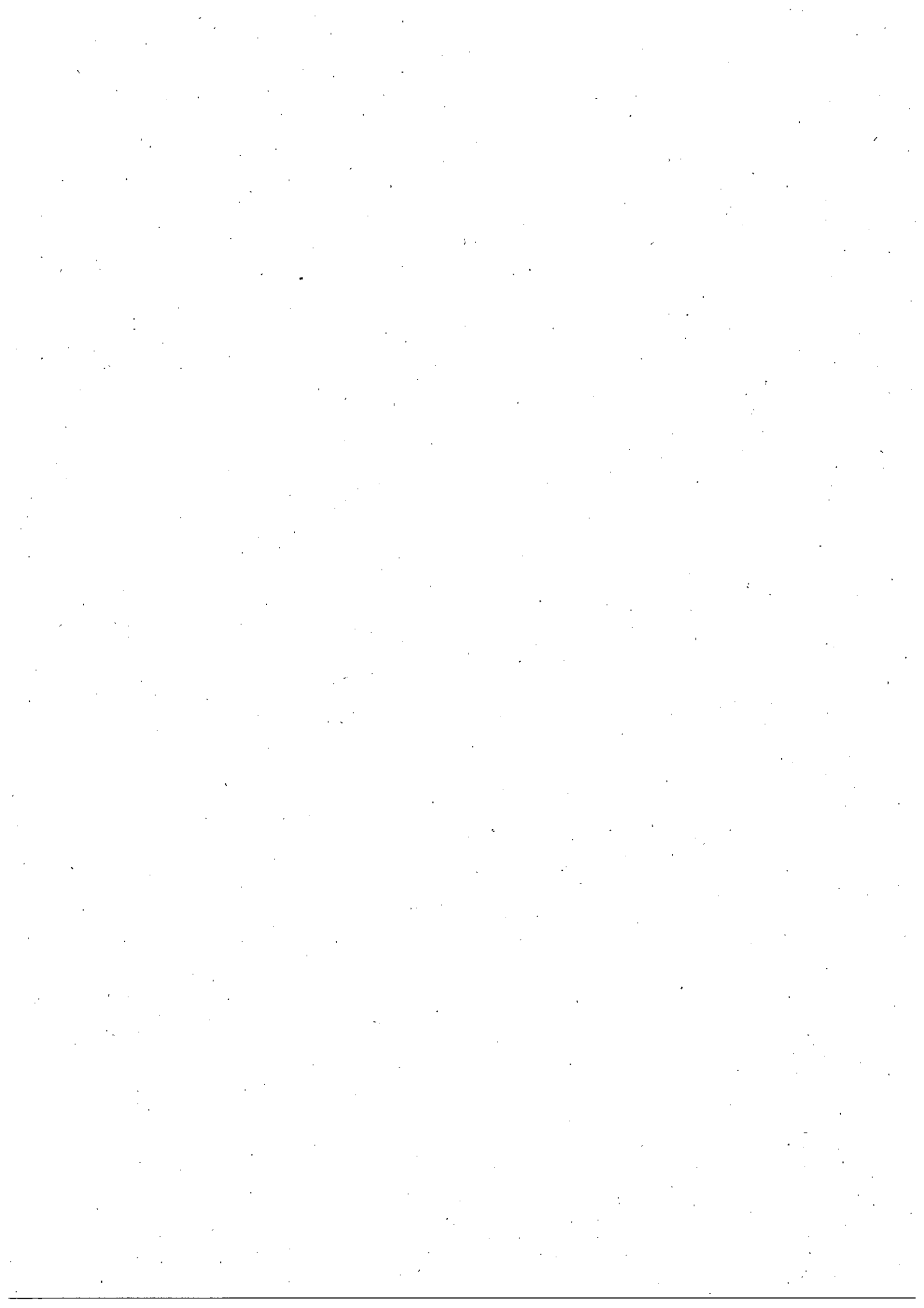
・研修費（議員セミナー）

振込手数料 550 円



群馬信用金庫

ご利用年月日		取引支店・支店コード	
07-11-19		1692022-7060	
カード発行銀行コード・支店コード番号			
*****-*****-*****			
お振込金額		お振込金額	
003000000001		¥30,000*	
お振込		お振込	
¥0		¥0	
手数料	¥550	手数料	¥450
時間	09:54	時間	
住信S.Bインターネット銀行 法人第一支店 か) イチスリーオー様 普通 0002753145 リタ" ミノル様 TEL07-662-6668			
ご利用ありがとうございました。		ご利用ありがとうございました。	



議会報告（令和7年3月議会議会議事録より抜粋）をお届けします。

養父市議会 議員 前田 稔

（自宅）〒667-0012 養父市八鹿町伊佐 11 番地

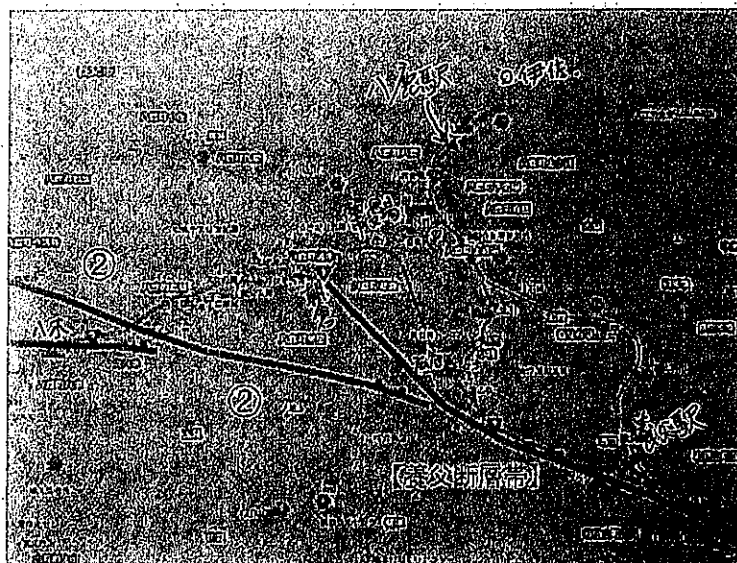
Tel : (079)662-6668 メール mmm13555@outlook.jp



こんにちは、前田 稔です。

議会報告（議会議事録より）をお届けします。

問 前田 稔 地震災害時のため池下流にある避難場所について阪神・淡路大震災から30年、そして、近い将来南海トラフ地震が発生すると発表や報道がされています。養父市地域防災計画とインターネットからの養父断層帯を見ますと和田山からはさまじ付近を通り、広谷周辺で二つに分かれ、一方は朝倉へ、もう一方は八木へ。八木周辺でまた二つに分かれ、一方は今滝寺へ、もう一方は関宮方面へと走っています。

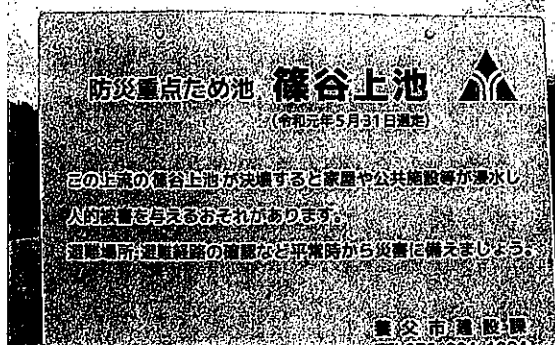


養父断層帯

養父市のホームページでは、地震災害での指定緊急避難場所は各区等に延べ 247 施設指定があり、実施施設数は 168 施設となっている。また「防災上重要なため池 20 カ所」が掲載されている。

ため池決壊の最大のリスクは地震である。私の約 25 年前の体験では、平地で「揺れた」と感じる程度の地震が、ため池堤体部にいると、「危なくて、立ってられない」位の差がありました。

そこで各ため池の浸水想定区域を見ると、確かに下流に家屋等がある場合は防災上重要なため池と言えるが、全く家屋等や生活道路等に被害が及ばないケースや、個人所有で比較的小さなため池も重要なため池に入っている。防災上重要なため池 20 カ所を指定した経緯について問う。



伊佐小学校上部設置看板

答弁 大林市長 農業用ため池は農業用水を供給するための施設ですが、近年は防災上の観点も重視されているところです。特に平成30年、7月の西日本豪雨では、2府4県のため池32か所が決壊し、広島県で3歳のお子さんが亡くなるなど大きな被害が発生いたしました。このことを契機として、ため池対策に関わる法制度が整備されたと承知しております。詳細や経緯については、答弁を担当にさせます。

答弁 細田産業環境部長 平成31年に成立しました農業用ため池の管理及び保全に関する法律、それから令和元年に改正されました兵庫県のため池保全に関する条例の改正、それから令和2年度に成立しました防災上重要なため池の対策工事の推進に関する法律、そういったものがございます。それらの法律とか制度に基づき定められたため池というのが、県の条例に基づく特定ため池、こちらが20ため池でございます。それから、先ほど申し上げた2つの法律に基づく特定農業用ため池、それから防災重点農業用ため池、その20のうちの15が指定されております。それらにつきましては、いずれも県が指定するものでございまして、ため池の氾濫解析の結果を基に、県と市で協議を行って、令和2年から3年にかけて指定されたところでございます。なお、指定の基準は、県の条例、それから法律、共通する基準というのが大きく3つございます。

浸水区域のうち、①当該農業ため池からの水平距離が100メートル未満の区域に住宅等が存すること、②貯水容量が1,000トン以上であり、かつ浸水区域のうち、当該農業ため池からの水平距離が500メートルの区域に住宅等が存すること、③貯水する容量が5,000トン以上であり、かつ浸水区域に住宅等が存すること。

このほかに、④条例に基づく基準がもう1点ありまして、受益面積0.5ヘクタール以上であり、かつ浸水区域に農用地、農業用施設等が存するというのがございます。この基準に該当しているかしていないかで、先ほど申し上げた20か、15かというところが違ってきているところです。ですので、議員の御質問の下流に家屋等が存在するかどうか問わないような基準がございますので、先ほどの質問につながっているのかなというふうに推察しております。経緯としては以上でございます。

問 前田 稔 伊佐区では昨年2月の回覧で、ため池が満水時に震災で決壊した場合、浸水等で指定緊急避難場所の伊佐小学校周辺が被災想定区域と周知されました。その中で、「このハザードマップは、ため池が満水状態で、地震等により万が一篠谷上池の貯水量が瞬時に流出した際の水がどのように広がり、どの程度の深さになるかを予想し、浸水想定区域、最大浸水深や到達時間を示したものです」とし、また、「決壊時には、関係住民はこの知見を参考に、垂直避難や水の流れと反対にある安全な場所への避難などの行動が必要となること」と記載されています。しかし、その際、指定緊急避難場所に替わる避難場所等は明示されていない。

回覧から1年が経過した今、伊佐校区のつるみ区、伊佐市住、伊佐区、坂本区、岩崎

区、大江区など、伊佐校区六区市民の一時的避難場所はどこを考えているのか。

また市内防災上重要なため池20か所にこのようなケースはないのか。同様のケースがある場合、一時的な避難場所を市民に周知できているのか。もし周知がまだであれば早急に周知するべきではないか。



伊佐上ため池ハザードマップ

答弁 細田産業環境部長 指摘のため池は、伊佐区にあります篠谷上池ではないかというふうに思います。コウノトリの人口巣塔の上流側にある、上側にあるような場所でございます。こちらにつきましては、令和5年度にハザードマップの作成に当たり、区と協議をさせていただいておりますので、その内容を中心にお答えさせていただきます。

ハザードマップの素材になります氾濫解析の結果によれば、浸水想定区域、これは浸水が及ぶ範囲ですけれども、そこに指定緊急避難場所である伊佐小学校が含まれていました。そもそも水深や流速から推定される、いわゆる歩行困難ですとか歩行が不可能な区分には入っていなかったという状況でございます。こうした結果も踏まえて、区の

とめ及び調査結果資料を回覧します。

ワークショップのとりまとめ

- ① 堤決壊時のリスクについて、今回の調査結果を踏まえ住民が十分な認識を持つ必要があること。
- ② 万が一の決壊時(豪雨に限らず地震による決壊もあり得る)には、関係住民は、この知見を参考に、垂直避難(建物2階など)や水の流れと反対にある安全な場所への避難などの行動が必要となること。
- ③ 今回の知見は、「豪雨災害時の指定緊急避難場所は伊佐小学校であるが、現状において豪雨時には小学校への安全なアクセスは困難」という課題を改めて痛感させるものであり、地区内のより安全な場所をも緊急避難場所に指定することなどを市の防災サイトと協議していく必要があること。
- ④ 今回のような実態把握は大切だが、これを本流域の治山・治水対策などの実効性のある防災対策につなげていく必要があること。

〔市農地政策課〕

本調査結果や本日の議論は市防災サイトと情報共有され、今後の市防災施策の参考となる。

伊佐区でのワークショップ回覧

主な皆様に御説明をさせていただいて、その内容を区民の皆様に、区から回覧いただいたというふうに承知してございます。

ため池の担当としましては、今申し上げたようにこの結果だけを見れば、別途、一時避難場所のようなところを設定する必要は必ずしもないのではないかなというふうに考えております。一方で、区的回覧の中のものを拝見いたしますと、「今回の知見は豪雨災害時の指定緊急避難場所は伊佐小学校であるが、現状において、豪雨時には小学校への安全なアクセスが困難という課題を改めて痛感させさせるものであり、地区内の安全な場所を緊急避難場所に指定することなどを市の防災サイドと協議していく必要がある」というふうに書かれております。ですので、区の皆様において、防災サイドと、本当にそれでよいのかというところは、協議いただければよろしいのかなと思いますが、繰り返しますけど、担当として申し上げます、満水状態でこのため池が決壊したときに、流速とか水深の観点から、今の伊佐小学校が一時避難場所として適切でないかという問いに関しては、そこは問題はないというふうに理解してございます。

問 前田 稔 同じことをまた繰り返し言いますけれど、ハザードマップを市から提供されたほうの立場なんですけれど、そこをもう一回繰り返し読んでおきますが、「決壊時には、関係住民はこの知見を参考に、垂直避難や、水の流れと反対にある安全な場所への避難などの行動が必要となること」というふうに記しておりますので、今の部長の答弁と若干食い違うところがあるかなと思いますけれど、また周知のほうをお願いしたいと思います。

答弁 細田産業環境部長 先ほどのやや矛盾しているのではないかという御指摘ですが、確かにハザードマップの中では、決壊時は垂直避難、それから、浸水想定区域の反対側に一時避難するとございます。それは一般論として当然のことを書いております。それと、先ほどの避難場所としてほかの場所を指定すべきではないかという議論は別ではないのかなというふうに私は理解しております。

問 前田 稔 次に、コウノトリの野生復帰事業についてであります。伊佐地区においては昭和38年頃まで、野生のコウノトリが生息しており、私も幼い頃、田んぼで田植作業の休憩時に、家族でコウノトリの巣の中にいる真っ白いひなを見たことや、小学校のとき、田んぼで餌をついばむコウノトリがいたことを覚えています。伊佐にコウノトリがいることが当然だったのです。しかし、その後、野生のコウノトリは日



2021年 伊佐巣塔での繁殖の様子

本から絶滅してしまいました。その原因は、一言で言うなら、自然環境を無視した人間生活活動によるものです。豊岡市で始まり、兵庫県が引き継いだコウノトリの野生復帰事業は、20年前に豊岡の県立コウノトリの郷公園から5羽のコウノトリが野外へ放鳥されました。それが順調に増え、昨年7月で野外コウノトリの生息数は470羽を超え、その飛来場所は、日本各地だけでなく、韓国、中国まで生息地を広げようとしています。

そこで、養父市で行われてきたコウノトリ野生復帰事業は、2012年に伊佐の放鳥拠点施設にコウノトリが搬入されて始まった。また、その頃、野外コウノトリへの人工巣塔が移設された。そして、野外コウノトリの生息数増加により、令和5年度で県、市の復帰事業の取組は終わり、ケージ内のコウノトリは県立コウノトリの郷公園に收容され、令和6年度、ケージは取り壊されました。これにより、コウノトリの餌場管理としてのビオトープ水田管理の取組が終了し、さらに多面的機能支払交付金制度の継続加入要件の変更等で耕作放棄地が一気に増えた。昔と違い、そんな耕作放棄地は野生獣や害虫のすみかにはなりませんが、残った野外コウノトリの餌場を奪ってしまいました。耕作放棄地は餌場になりません。約60年前に日本から絶滅させてしまった生き物を、今の大人たちが復活させて次の世代へ贈ることは、次の世代へのかけがえのない生き物のプレゼントと思う。また、小学校児童たちがコウノトリの抱卵、ひな誕生、ひなの成長、幼鳥の巣立ちなどの命の不思議さや大切さを見て覚えることは、心の成長に大切なことと考える。餌場がなくなったことにより、養父市からコウノトリの繁殖地がなくなる可能性について、市当局と教育委員会の考えを問う。

答弁 細田産業環境部長 コウノトリの繁殖地がなくなる可能性についてという御質問でございますけども、伊佐区の取組、長年尽力された議員の敬意を込めまして、また、若干誤解を解きたいなというふうに思いますので、少し長くなりますけども、これまでの経過を含めて申し上げます。

平成23年8月に、コウノトリの郷公園が示しましたコウノトリ野生復帰グランドデザインに基づきまして、コウノトリの野生復帰を目指すとともに、生物多様性の再生、環境教育の推進等のため、平成24年に放鳥拠点を伊佐に整備し、人工飼育を開始したところでございます。その後、伊佐の放鳥拠点からは、計17羽のコウノトリが育ち、うち7羽はつがいとなり、40羽を生むなど、野外コウノトリの増加に寄与したものと評価してございます。その他市外も含め関係者の御尽力がありまして、全国の野外個体数はここ数年で加速度的に増加してございます。具体的には、平成17年に初放鳥され、12年後の平成29年に100羽を超え、現状、そこからまだ10年たっていませんけども、令和7年1月末時点で455羽という状況でございます。こうしたことから、令和5年度をもちまして、人工飼育、放鳥事業及びこれとセットの取組でございました周辺ビオトープ田の耕うん作業も終了したところでございます。そこから、今年度からは、野生のコウノトリの市内定着を目指す取組にシフトしたところでございます。コウノトリが豊かな自然環境や生物多様性の象徴的な存在であるとの認識には変わりございません。今後は、野

生コウノトリの生息環境を整備すべく、先ほど申し上げた人工巣塔の設置に係る補助金というのを創設したところです。初年度については、申請はございませんでしたけども、設置に関心を示している地区がございますので、協議を継続していきたいというふうに考えております。

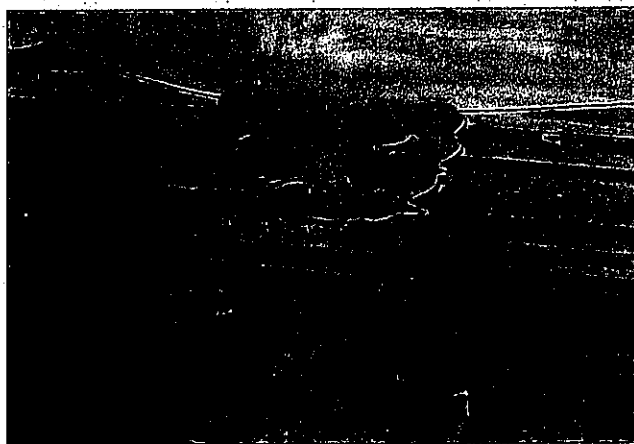
最後に、御質問の答えとしましては、伊佐の巣塔に定着しているコウノトリでございますけども、伊佐校区のほか、広い範囲を餌場としております。必ずしも耕作放棄地が生じることは望ましいことではありませんけども、より環境に配慮した水稻の作付なんかも、地域ではなされていると承知しております。耕作放棄地が現状より増えたとしても、直ちに養父市から繁殖地がなくなるわけではないのかなというふうに思っております。

それと、先ほど議員のほうから、多面的支払交付金の継続加入要件の変更等で耕作放棄地が一気に増えたというような御発言ございましたけども、当局としては、ここ数年の制度の見直しとか、そういったものを見る限り、要件が変わったことで、耕作放棄地が増えるようなものはないというふうに思っていますし、あれば、そこは国のほうにこの実態を伝えて、見直しを求めていくべきだと思っておりますが、そこは具体的に議員の中でどういうところが継続加入要件の変更等で耕作放棄地が増えたのかというところは、やや気になるところではございます。

農業部局として申し上げれば、多面的機能支払いの活動組織内で、虫食い状に耕作放棄地が増えるというのはあってはならないことだと思っておりますし、活動組織から脱落というのが、今後増えないように、非農家の方々を含め、地域で農地が果たす機能等について、よく話し合っていたきたいというふうに願うところでございます。

答弁 小井塚理事兼教育部長 それでは、教育委員会としてどうなのかということで御質問をいただきましたので、教育委員会の立場として述べさせていただきます。

まず、伊佐の地でコウノトリというと、この野生の復帰事業だけではなくて、教育委員会としましては、かねてから町の文化財ということで、舟山神社にありす神社に彫られた鶴の飾り、これが松の木と一体となっております。昔はコウノトリのことを鶴と申しておったというようなこともありますと、この伊佐の地においては、コウノトリと関係が深いものであったんだろうというふうには推察をしております。そんなことも



舟山神社の本殿コウノトリ彫刻

ありまして、この伊佐小学校の山手にはケージが設置をされたものと考えますが、先ほど塚本議員の御質問にも

ありましたように、自然と触れ合い、また、いろいろな学習をするということは、コウノトリのみならず、養父市の子供たちにとっては、人格形成上も非常に重要なものというふうには考えてございます。現在もまだ巣塔が残っておりますし、伊佐小学校におきましては、3年生や6年生がコウノトリの郷公園のほうに出向きまして、あちらのコウノトリの勉強をさせていただいたり、あるいはコウノトリを育てている郷公園周辺の生態を調べたり、それを持ち帰りまして、伊佐の地でそういったことがどうしたら生かされるのかといった学びを深めているというところでございます。



採卵したコウノトリの卵を見る園児

学校としましては、こういった教育活動を通じまして、養父市の子供たちの地域への愛着でありましたり、いずれは養父市に戻ってきてくれるというような思いも込めまして、教育活動を行っているというところでございます。したがって、このたび、コウノトリということではありますが、いろいろな自然環境、自然体験、こういったことを積み重ねていくことによって養父市の子を育てまいりたいと、その必要性は十分に感じているというところでございます。

学校としましては、こういった教育活動を通じまして、養父市の子供たちの地域への愛着でありましたり、いずれは養父市に戻ってきてくれるというような思いも込めまして、教育活動を行っているというところでございます。したがって、このたび、コウノトリということではありますが、いろいろな自然環境、自然体験、こういったことを積み重ねていくことによって養父市の子を育てまいりたいと、その必要性は十分に感じているというところでございます。

問 前田 稔 多面的機能支払交付金の制度のことでちょっと意見の違うところがありますので、確認させてもらっておきます。令和5年度の更新時に、市役所のほうからずっと耕作放棄地になってしまって、もう農家のほうとしても、また将来担い手のほうも入らないというようなところについてはそれでよろしいですから、地権者の印鑑をもらって、もう耕作放棄地で放っておいてください、その代わり交付金も減らしますよということがありまして、伊佐の環境保全隊のほうで手分けして、農家の方に、あなたのところはもう完全に耕作等のことはしませんね、印鑑をもらったら、もうこちらのほうも、そういったことで手を放しますということでやってきたというところがありまして、耕作放棄地を承認するというので印鑑をいただいております。市のほうも、私たち伊佐環境保全隊のほうもそれでいきますということとなっております。

そして、教育委員会の方、ありがとうございます。子供たち、伊佐のコウノトリを見ながら育ててくれて、とてもありがたいなと思っておりますし、また自然環境に対する意識も大分変わってきたような気がします。どうもありがとうございました。

最後にですが、それらの耕作放棄地も、管理するということでしたら、約1.5ヘクタールぐらいあるんですが、それ全部はし切れませんが、1.5ヘクタールするんであれば30万円ほどかかるというところ。また、それらはコウノトリの野生での生活、環境を守るといことなんですが、養父市にとってもそれは必要なことだと思っております。これから先も、ぜひお力添えをいただきたいというところですが、豊岡市におきましては、1町歩の補助金が今、減額されて、年24万円ということになっております。ぜひともお力添えをいただきたく思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

答弁 細田産業環境部長 質問とは直接関係ないところで恐縮でございます。今の多面的機能支払交付金のお話でございますけども、この制度、5年を1期にしております。それは、平成19年から始まった農地・水・環境保全向上対策から変わっておりません。5年間、活動組織というエリアの中で、共同活動、それから長寿命化の取組、農業施設とか、そういったものに対して、活動組織の中の農振農用地のエリアについて、この農地は必ず保全管理等、作付を含めて行うと。その条件で10アール当たり幾らという交付金を国、県、市のほうで出し合って、それを交付させていただく制度でございます。ですので、今、議員がおっしゃった、やれなくなった農地が出てきたことは、制度が変わったからではなくて、5年間の次の5年間を考えるに当たって、やれなくなった部分が出てきたということでございますので、何か制度の要件が変わったから、それが発生したということでは全くないというふうに当局としては、思っております。我々としては、虫食いのそういうところが出てくることを防ぐための、これは制度でございますので、そこは先ほど申し上げたように、非農家を含めた地域の中でこれだけは守ろうというところを頑張って次の5年維持していこうと。それをお支えするための交付金であるというふうに思っておりますので、そこは御理解いただきたいなというふうに思っております。

問 前田 稔 今の部長の答弁とやっぱり合わないといひましようか。今の部長の御答弁のとおり、内部で打合せをしまして、虫食いになってしまうと。このままでは今のとおり内部の役員会でいろいろ相談しましたが、こちらのほうとしてもできないということで、若干の虫食いになってしまっている現状となっております。

(後日の一般質問で細田産業環境部長のいう、多面的機能支払交付金関係のことについて確認するつもりですが、こちらは農林振興課担当窓口の指示とおりに行なっています。)

議会報告（令和7年6月議会議会議事録より抜粋）をお届けします。

養父市議会 議員 前田 稔

（自宅）〒667-0012 養父市八鹿町伊佐 11 番地

Tel : (079)662-6668 メール mmm13555@outlook.jp



こんにちは、前田 稔です。

議会報告（議会議事録より）をお届けします。

問 前田 稔 質問事項の1、学校園周辺の道路交通安全状況についてであります。

昨今、ニュースで子供たちの集団登下校中に車が突っ込む事件を聞きます。これは当然ですが運転手側の責任です。

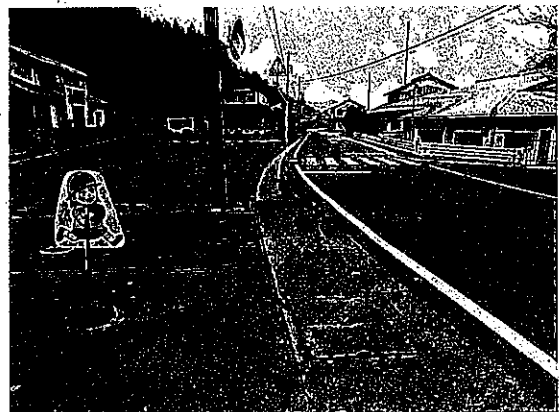
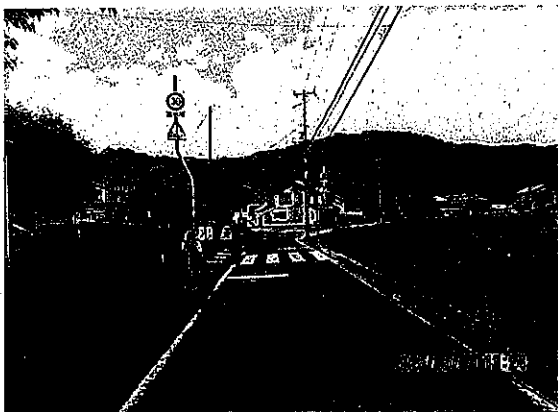
この原因を聞きますと、酒気帯び、体調不良や意識喪失、運転未熟と未確認など、様々です。

十数年前、我が伊佐で、小学校正門前で伊佐駐在所と保育所の道に並行した田んぼに2回車が道を間違えたといつて飛び込みました。その1人は朝来の方で、信号の迂回でこちらに回ったとのことでした。

学校園周辺の交通安全対応として、市担当部局がPTA等と一緒に周辺の確認等をされているとのことですが、学校園、子供たち、いま一度養父市市内学校園周辺の道路交通安全状況について振り返り、確認してみますと、各施設周辺の状況は、ばらばらに見えます。

子供たち側への注意喚起は、主にPTAによる子供足型マークや飛び出し坊やなどがあります。しかし、場所、場所によって、その設置は異なっています。

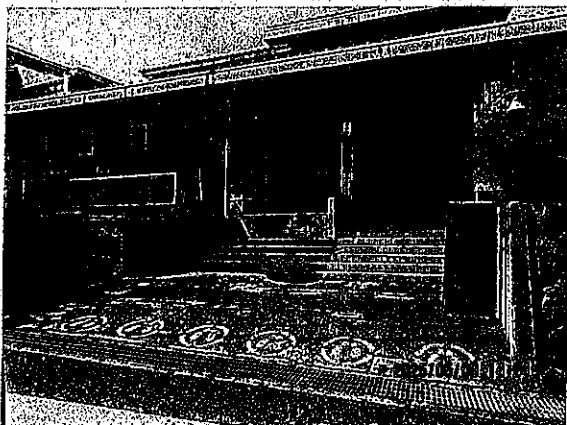
また、運転手側への注意喚起は、さきの飛び出し坊やと横断歩道がありますが、学校園の正門前にあったりなかったりしています。



学校園に接する道路に横断歩道等がある

横断歩道設置のよい例は、ある小学校で見晴らしのよい一直線の道路に横断歩道があり、そこに接しているのは田んぼです。

特に安全なのは、学校園の敷地内に父兄送迎車駐車場が用意されており、子供たちが道路に出なくても送迎車に乗下車でき、また、一般道路には横断歩道が設置されているところです。



学校園に接するところの足型マーク

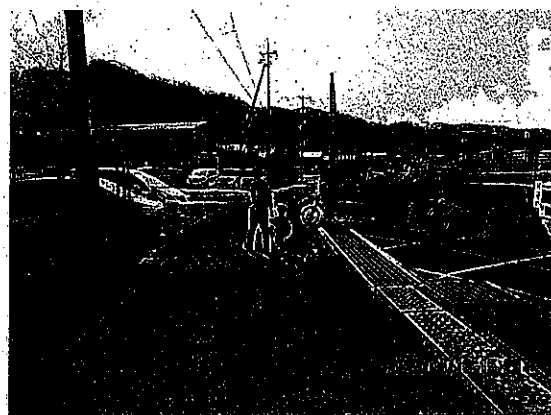


園敷地内の送迎用駐車場

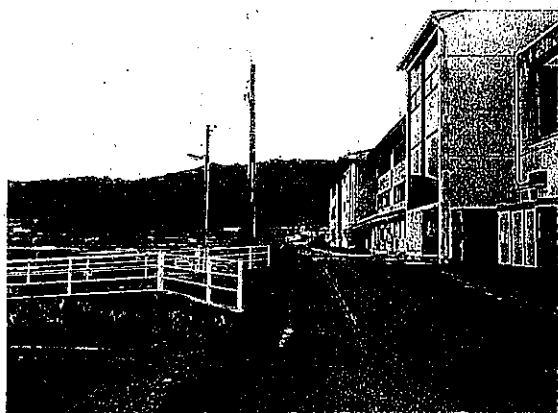
それでは、その逆はあるのでしょうか。

1番、正門前の道路に横断歩道がない。
2番目、父兄送迎車の駐車場は、その道路を渡ったところにある。3番目は、周囲の見晴らしは悪い。

実は、その1から3に当てはまるのが伊佐小学校です。



伊佐小学校正門前の道路

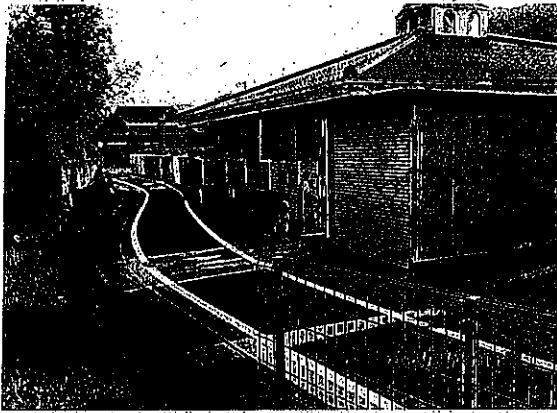


伊佐小学校体育館裏出入口前の道路



体育館裏（伊佐学童クラブ）出入口

その上、4番目として、正門前の道路の白線幅が約2メートル以下。そして夕方、たまたま信号の抜け道として車が通過する。これが伊佐小学校前にある伊佐こども園第1園舎前道路状況です。



伊佐こども園第一園舎出入口前の道路

これらの状況で、まず希望することは、第1に伊佐小学校において、その正門前と土曜日の部活、放課後の学童クラブ、夜間部活等で使用している裏出入口から約2メートルで接する道路への横断歩道の設置、第2に、伊佐こども園において、第1園舎出入口に接する道路への横断歩道設置です。

このこども園については、将来、可能であれば、現在取壊しが計画され、既に入居者がいなくなっている県営住宅八鹿伊佐テラス跡地へ伊佐駐在所を移転させれば、伊佐こども園第1園舎と父兄送迎車用の駐車場が接することができますので、多くのリスクはなくなります。

以上、学校園周辺の交通安全のための状況等について多くを述べましたが、まずは横断歩道設置が必要ではないか、伺います。

答弁 大林市長 前田稔議員の御質問にお答えいたします。

御質問にあるように、昨今の事故のニュースは悲惨なものが多くなっていると感じています。社会状況や生活環境の変化もその要因の一つではないかと考えています。それは、様々な国の出身者が日本で運転するケースが増えていることや、国民や市民の生活の中で車は欠かせないものになっていること、多様で幅広い年齢層の方々が運転をすることが当たり前になっている社会になっているものと感じています。

高速道路の逆走や飲酒運転など、交通安全に関する法令は、その都度見直しがなされていますがドライバーの意識を変えるのはそうたやすいものではないと感じております。私もドライバーの1人としてハンドルを握る際には気を引き締め、引き続き安全運転に努めていく考えです。

学校園周辺の安全対策については、地域ごとの交通特性や事故発生要因が多種多様にわたるため、個々の状況に応じたきめ細やかな把握と効果的な対策の実施が重要と考え

ております。児童生徒の安全な通学環境を確保するため、道路管理者や、警察や、PTA、学校、地域の方などで連携し、情報共有しながら、点検や安全対策を行ってまいります。詳細につきましては、担当部長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

答弁 西山教育部次長 それでは、私のほうから通学路を含めました学校周辺の交通安全対策について答弁をさせていただきます。

市では、児童生徒の通学路の安全確保に向けた取組を継続することを目的とし、養父市通学路安全対策検討会議を組織し、通学路対策に関する取組の基本方針となる養父市通学路交通安全プログラムを策定するとともに、児童生徒に対して、自ら危険を予測し回避する意識や能力、他者の安全にも配慮する意識を向上させるための取組を推進しております。

市内各小中学校、義務教育学校、こども園、保育所周辺の危険箇所の点検につきましては、各地区やPTAの方が通学路の安全点検を実施され、その内容について、先ほど市長のほうの答弁にもありましたが、国道、県道、市道の管理者、また、警察、PTA、学校、地域の方々の情報を共有し、危険箇所については関係機関による緊急合同点検を実施するとともに、点検結果に基づいて関係者間で各種の安全対策を行っております。

また、御指摘のありました伊佐小学校周辺の横断歩道設置についてですが、記録のあります平成26年度以降の要望を確認しましたが、PTA等からの要望書は出されておられません。

しかし、他の要望に対する対策とし、注意看板の設置であるとか、路面標識、路側帯のカラー化、これ、グリーンベルトなどですが、そういった徐行を促すような対策などは行っております。また、前田議員から御質問のありました横断歩道の設置につきましては、設置については警察庁が定める交通安全基準が定めております交通基準に基づきまして公安委員会が判断するというようになっております。

悲惨な交通事故等が発生させないために、引き続き、南但馬警察署をはじめ、各関係機関と連携して交通安全に関する取組の推進に努めてまいります。

また、市民の皆様におかれましても安全な交通環境を維持するために、それぞれが交通ルールを守り、交通事故防止に努めていただきますようお願いいたします。

問 前田 稔 内容を詳しく説明いただきまして、ありがとうございます。なお、この件に関しましては、伊佐小学校の校長先生、伊佐こども園の園長先生、また、伊佐小学校PTA会長さんたちにも伝えておまして、了解と、ぜひ議題等で取り上げてくださーいというような御意見もいただいております。そんな返事がありましたので、補足的にお伝えしまして、また、市内学校園全てにつきましても、運動会その他いろいろなケースがありますので、校門前だけは横断歩道の設置をすべきと考えております。以上で、私の一般質問を終わりますが、よろしくお願いいたします。

養父市議会 議員 前田 稔

(自宅)〒667-0012 兵庫県養父市八鹿町伊佐 11 番地

Tel:(079)662-6668 メール✉mmm13555@outlook.jp



伊佐ふれあい倶楽部建替の件:令和6年12月と令和7年9月 議会一般質問について(報告)

1 令和6年12月議会一般質問

問-1 伊佐ふれあい倶楽部建替について

・市は、昨年12月県への建築基準法定期検査報告を集会場としては「不適合」と報告している。

・300年を経過した古民家で天井裏には、獣の糞や雨漏れによるカビの発生がしているにもかかわらず、その下で喫茶運営等がされている。

・建物として、基本的な基礎や土台などが不十分で耐震性がない。よって早急な立替が必要。

・建替については、耐震構造のうえ、災害直後、停電・断水になっても、トイレ・洗濯・風呂等の使用可能性が高い、「自立型」と言われる井戸と浄化槽設備を備えていただきたい。

・それらは直ぐに整備出来ないのが、非常時、特に困るのは女性のトイレです。その数は養父市地域防災計画で想定されます避難者数516人分を確保することとし、ガイドライン等から20人に1基をもとに、26基の備蓄が必要では。



令和8年1月伊佐ふれあい倶楽部

答 井上 市民生活部長

① 伊佐ふれあい倶楽部については、地域住民の大切な活動・交流の拠点施設となっていることを十分認識しています。以前から建て替えについて、地元役員等と協議を行って来ています。

② 令和7年度には、解体及び新築に係る設計業務を予定し、早ければ令和8年度には工事着手できるよう内部で手続きを進めています。

③ 施設整備には若干の時間が必要なため、文化祭・朝市などの利用につきまして、(ふれあい倶楽部が)危険と判断するなら新館の部分を、利用することを検討下さい。

③ この立て替えは、あくまで活動拠点施設としての考えに基づくもので、耐震構造や

バリアフリー等は整備しますが、自立型につきましては検討していません。

⑤ 令和2年から5年間で主要な備蓄品、飲料水・非常食・段ボールベッド・簡易ベッド・プライバシーテント・非常用トイレなどの備蓄を令和6年度で完了予定。トイレ数はガイドライン等から想定し、20人に1基をもとに、26基の備蓄ができています。



簡易トイレ災害・防災トイレ

問-2 自治協議会への交付金増額について

・伊佐自治協議会への交付金は、平成27年度から9年で5万円の増額です。それに対し事務局費(2人分)は最低労働賃金の上昇で71万円の増額となっています。これにより自治協事業を圧迫してきています。このことは、市内自治協議会も同じですので交付金増額が必要では。

・また、市はその事務局時間給については「ただし、賃金については労働基準監督署の示す最低賃金を遵守してください。」とあります。この文言は最低賃金額を指定しているので間違いでは。

答 井上 市民生活部長

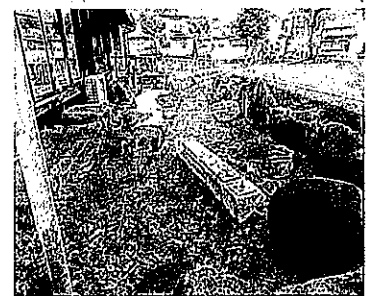
① 交付金増額は、地域自治包括交付金額は平成24年度から条例で定めておりますが、見直しは必要と考えています。

② 自治協議会職員の時間給については、最低賃金を下回らないようにとお願いしています。実態は各自治協議会役員等で決定するもので、最低賃金と定めているわけではありません。

2 令和7年9月議会一般質問(令和6年12月議会一般質問に関連)

問-1 伊佐ふれあい倶楽部建替進捗について

・令和6年12月定例会の一般質問答弁で、「令和7年度には主要建築事業としまして、解体及び新築に係る設計業務を予定しており、早ければ令和8年度には工事に着手できるように予算措置に向けて内部の手続きを進めているところ」とあるが、現在のふれあい倶楽部の土地は駐車場GLをゼロとした場合マイナス40～60センチメートルくらいである。新築ふれあい倶楽部はプラス20～40センチメートルくらいは上げることが必要と思われるが、地上げ計画はいかほどか。また、その建て屋は2階建てか、平屋建てか。構造は木造か鉄筋かなど、現時点で発表できる範囲で計画を教えてください。



令和8年1月伊佐ふれあい倶楽部

答 大林市長

- ① 予算において令和7年度当初予算において、令和8年度工事着工のため設計業務委託料を計上している。今年度に業者選定を行い現在の計画通り令和8年度中に木造平屋建の建物を完成させたいと考えています。
- ② 建物の性格や設計と施行管理を同一業者をお願いしたいと考え、本議会に補正予算で追加補正を上程している。議決後公募型、プロポーザル（提案）方式により企業選定を行う予定。
- ③ 現在同様地域に愛され活用される町づくりセンターになるよう、地域の皆様の意見をいただきながら進めていきたい。

井上 市民生活部長

- ④（市長答弁と重複するところはカットします。）地域の活動に適した施設として設計を行うことが、今後の地域づくりを進める上で大変重要であるとの考えから、柔軟な発想に優れた設計能力に加え、地域づくりに経験を有する設計者を選定するために公募型プロポーザル方式により設計業者を選定する考えです。
- ⑤建屋は、木造・平屋建てを予定し、基礎工事を含め詳細な建築計画については地域住民とのワークショップをふまえながら設計段階で決定していくという考えで、現在設計者の公募に向けて準備を進めています。

問-2 伊佐ふれあい倶楽部建替工事中の対応等について

・自治協が催す活動として、毎週2回の喫茶のほか、文化祭は3年間連続、土曜朝市は毎月1回コロナ渦中でも、伊佐ふれあい倶楽部で実施してきました。

・実施場所・建物については、喫茶はいつも地域まちづくりセンター設置及び管理条例でいう談話室と和室3部屋を使用しています。

・令和6年12月定例会の一般質問答弁で「震災等での倒伏が心配なら、文化祭と土曜朝市は、伊佐自治協の新館の部分を、利用することを検討下さい。」とは、その建物は設置及び管理条例でいう多目的交流室のことと思います。この建物は旧八鹿町時代に、伊佐校区自治協議会設立前に建てられたものです。

・そして、令和3年12月に「伊佐ふれあい倶楽部建屋改修について」陳情書を伊佐区長会で提出されています。その中では交流室となっており、文言を合わせる意味と普段使用しています呼び名で一般的に交流室と言っています。

・以上、3つの活動について。毎回喫茶に談話室と和室3部屋を使用しています。文化祭では、交流室の全室を市民の皆さんから出品頂いた品々でいっぱいですし、土曜朝市では農家からの野菜や果物、そのほかパンなどで全室使用しています。

交流室にこれら催し事の際に、喫茶で20人以上を収容するスペースはありません。

・よって、立替工事に入ると、文化祭と土曜朝市の際は喫茶のスペースがなくなり、また他の6つほどあるサークル活動にも影響が出るのが懸念されるなど、自治協活動が停滞することとなります。

・工事中はプレハブなど代替施設が必要と思われますが、工事工程などについて自治協との協議はしているか。



令和7年12月文化祭

答 井上 市民生活部長

① 工事工程などについては、そのつど地域住民とのワークショップをふまえながら決定していくという考えでいます。

問-2 災害発生時、避難所標識等について

・養父市地域防災計画において、避難所の受付標識設置について、その記載を追加することは必要ではないか。

・今年7月30日午前8時25分ころ、カムチャッカ半島で速報値マグニチュード8.7の地震があり太平洋の広い範囲に津波警報等が発表された。

テレビ中継で避難場所の様子を見ていると入り口のドアに大きな標識で「避難者受付中」とか「避難所開設中」とかいうものであった。養父市地域防災計画の標識に関する記載については、「災害対策本部」はあるがそれ以外はない。よって前述のような指定避難所や指定緊急避難場所等への標識について地域防災計画に定めるべきではないか。

また、災害避難所での話で、「飲み水が無いので、避難場所施設内にある自動販売機を無料開放した。」との話を聞いた。この件でも可能な避難所等へ設置されてはいかかがか。

答 津崎 危機管理室次長

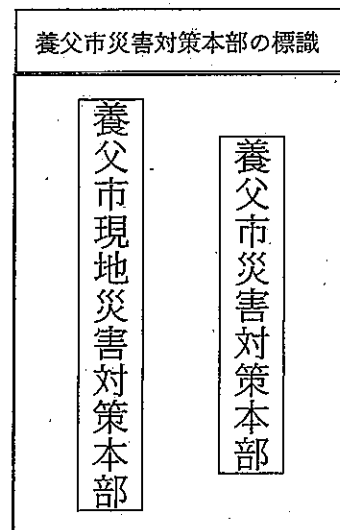
① 養父市地域防災計画は国・県の防災計画に沿って作成しています。

② 標識には「災害対策本部」以外、「広域救援物資給配拠点施設」「防災ヘリポート」また「指定緊急避難場所」等への誘導標識などがあります。個別具体的な標識は災害発生時、臨機応変に掲示していくように考えています。

③ 災害非常用自動販売機とは、大規模災害発生時に無償で製品を提供できる機能を有する自動販売機のことです。普段は通常の販売機で使用され、災害時は特別な操作で被災者へ無償で提供するものです。

④ 設置については、施設管理者と民間企業者間で各種条件の契約が必要で、利益を目的として設置し、地域貢献できるか。を問われるものです。

⑤ 以上から、市としては災害時には個人が一時的に対応できるよう準備して頂くよう周知していく考えです。



その他 令和6年12月一般質問での最低賃金の件について

① 自治協職員の時給は、「地方自治包括交付金の執行等取り扱い要領」の中に、「賃金については労働基準監督署の示す最低賃金を遵守してください。」と記載されています。このことについて。

令和7年8月22日但馬労働基準監督署に行き確認しました。

「これは法律です。『賃金については、最低賃金制度を遵守し、兵庫県労働局長の示す最低賃金額以上を支払うようにして下さい。』と記載することが適当です。」との事です。

最低賃金制度を遵守とは、労働者等へ最低賃金額以上を支払うことで、最低賃金額を下回ると法律違反です。